

株式会社 東和システム
取締役社長 矢部 昭雄 殿

組発－２０１７－００２
２０１７年 ３月２８日

電算労コンピュータ関連労働組合
執行委員長 小林 寛志

同 東和システム支部
執行委員長 小番 孝也

要 求 書

1. 賃上げ

- 1) 定期昇給に加え、年齢給を3000円増額しベースアップを行うこと。
- 2) 査定幅および査定基準を明示すること。
- 3) 査定内容は必ず対象者に説明すること。
- 4) 組合員対象者数（男女別）、平均年齢および平均賃金を明示すること。

2. 夏季一時金

- 1) 支給方式は下記の通りとすること。
(基本給+職務手当+技術手当+家族手当) * 3.0ヶ月
- 2) 支給日を7月7日(金)とすること。
- 3) 査定基準を明示すること。
- 4) 査定内容は必ず対象者に面談し説明すること。
- 5) ±30%以上の過剰な査定を廃止すること。
- 6) 組合員対象者数および平均支給額を明示すること。
- 7) 査定者数の内訳、分布状況を明示すること。
- 8) 賞与の原資総額、賞与支給総額を明示すること。

3. 諸手当の増額

1) 住宅手当

住宅手当を下記の通り増額すること。

- | | |
|---------|---------|
| ① 既婚世帯主 | 25,000円 |
| ② 独身 | 18,000円 |

2) 家族手当

家族手当を下記の通り増額すること。

- | | |
|--------------|---------|
| ① 配偶者 | 20,000円 |
| ② 配偶者を除く扶養家族 | 8,000円 |

(第2子以降、その他家族を含む)

4. 36協定

- 1) 長時間残業を監視し、36協定を厳守すること。
- 2) 長時間対策の施策内容と実施状況を文書で明示すること。
- 3) 残業時間状況を明らかにすること。

5. ハラスメント防止規程を設けること。

6. 労働者の健康を保持、増進や仕事と生活の調和、モチベーションの向上を図るために、勤務間インターバル規制を導入すること。

- ① 1日における時間外労働の最長時間を5時間以内とする。
- ② 時間外労働終了時から翌勤務開始時まで最低でも11時間の休息時間を付与すること。
- ③ 休息時間に勤務時間が食い込んだ場合は勤務したとみなすこと。

7. 残業割増率について

1) 残業割増率を下記の通り見直しすること。

- | | |
|----------|------|
| ① 普通残業 | 145% |
| ② 深夜残業 | 175% |
| ③ 休日残業 | 165% |
| ④ 休日深夜残業 | 185% |

2) 残業割増率を就業規則に明記すること。

8. 年休制度を改善し、年休の取得促進を図ること

- 1) 年休取得状況（消化率の分布）を明らかにすること。
- 2) 年休取得を個人単位で計画、実施させること。
- 3) 2010年4月1日から施行された時間単位年休制度を実施させること。

時間単位は1時間とする。

時間単位年休は1年間で40時間までとし、満たない場合は翌年度に繰越しとする。

- 4) 半休制度を実施させること。
- 5) 未消化年休積立保存制度の新設

未消化年休の有効利用を図るために、2年間で消化されなかった場合に消滅する年休を積み立て、本人の病気療養、家族の看護目的で有給休暇を最大50日間保存できる制度（未消化年休積立保存制度）を設けること。

9. 慶弔見舞給付規程の見直し

- 1) 死亡弔慰金で支給金額の「その都度決定」を止め、金額を明示すること。
- 2) 慶弔見舞金の各支給額を1万円増額すること。

10. 団体交渉に社長が出席すること。

11. 有給奨励日を下記の通り設けること。

- 5月 1日（月）
- 5月 2日（火）
- 11月24日（金）

1 2 月 2 9 日 (金)

1 2. 2017 年度事業計画について

- 1) 社長交代、組織変更により、事業計画に変更があるのか明らかにすること。
- 2) 「2.1 成長のための要員体制確保 高齢者対策 高齢者に相応しい職種の多様化検討」について、検討内容を明らかにすること。
- 3) 「2.4 働き甲斐のある職場作りと柔軟な働き方改革」について、状況を明らかにすること。

1 3. 高齢者雇用安定法の趣旨に沿って、定年を 6 5 歳まで延長し、6 0 歳以上の労働条件を維持すること。

1 4. 回答指定日 4 月 7 日 (金)

以上